

地方債に関する省令の一部を改正する省令の概要

総務省自治財政局地方債課

1. 改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、景気変動による通常の増減収を超えた大幅な減収が生じる見込みの地方税等について、地方自治体の財政運営に支障が生じることがないように、令和2年度に限り、減収相当額について特例債の発行を可能とするための地方財政法の改正を予定（※）しているところ（第33条の5の13）、同条に規定する地方債の発行可能額を算定するため地方債に関する省令を改正する。

※次期国会に改正法案（地方交付税等の一部を改正する法律）を提出予定

○ 地方財政法（昭和23年法律第109号）

（令和二年度における地方消費税等の減収に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の十三 地方公共団体は、令和二年度に限り、都道府県にあつては地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収により、市町村にあつては市町村たばこ税、地方消費税交付金、同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金、同法第百四十四条の六十第一項の規定により道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収により、第五条ただし書の規定により地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、その不足額に充てるため、同条の規定にかかわらず、当該不足を生ずると認められる額として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

2. スケジュール

公布日：令和3年2月3日（水）（予定、改正法案公布の日と同日）

施行日：公布の日